

秋田県後期高齢者医療広域連合会計管理者の補助組織に関する規則

平成19年3月27日

規則第19号

(組織)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第171条第6項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計室を置く。

(職制及び職務権限)

第2条 会計室に室長を置き、室長は、会計管理者の命を受け、会計室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 広域連合長が必要と認めるときは、会計室に室長補佐、主査、主任及び主事を置くことができ、上司の命を受け、事務に従事する。

(事務分掌)

第3条 会計室の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 収入支出の審査及び確認に関すること。
- (2) 現金の出納及び保管に関すること。
- (3) 有価証券の出納及び保管に関すること。
- (4) 小切手の振出しに関すること。
- (5) 収入証紙に関すること。
- (6) 決算の調製及び提出に関すること。
- (7) 物品の出納及び保管に関すること。
- (8) 財産の記録管理に関すること。
- (9) 一時借入金に関すること。
- (10) 基金の管理及び処分に関すること。
- (11) その他経理に関すること。

(準用)

第4条 この規則に定めるもののほか、秋田県後期高齢者医療広域連合行政組織規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第4号）を準用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。